

## 秋田県告示第188号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めるので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該事業計画の案を縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和5年4月25日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
岩館地区特定漁港漁場整備事業計画書案の写し
- 2 縦覧期間  
令和5年4月25日（火）から同年5月16日（火）まで
- 3 縦覧場所  
秋田県農林水産部水産漁港課及び秋田県山本地域振興局農林部農村整備課